

**第8回介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会
議事次第**

1. 日時

平成28年8月8日(月) 10:00 ～12:00

2. 場所

厚生労働省 共用第6会議室(3階)

3. 議題

- (1) 交付金依存体質の改善について
- (2) 中間報告を踏まえて平成26年度以降に介護労働安定センターが実施することとされた事項の平成27年度の実施状況について
- (3) 指定法人制度の見直しについて
- (4) 最終報告(素案)について

4. 配付資料

資料1 交付金依存体質の改善について

資料2 中間報告を踏まえて平成26年度以降に介護労働安定センターが実施することとされた事項の平成27年度の実施状況について

資料3 指定法人制度の見直しについて

資料4 最終報告(素案)

交付金依存体質の改善について

第8回介護セン
ター検討会資料1

予 算	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自主事業収入	6.5億円	6.6億円	7.2億円	8.0億円	8.9億円	8.8億円	10.7億円	11.5億円
交付金収入A	30.5億円	23.8億円	18.0億円	17.8億円	17.6億円	17.6億円	16.9億円	16.6億円
年間収入 B	37.0億円	30.4億円	25.2億円	25.8億円	26.5億円	26.4億円	27.6億円	28.1億円
交付金依存率A/B	82.24%	78.15%	71.31%	69.14%	66.63%	66.57%	61.15%	59.04%

○平成25年度予算において、交付金依存率は「中間報告」で目安とされている「年間収入の3分の2を下回る状態」となっている。
○平成27年度予算から、交付金予算の更なる削減等により、交付金依存率は大幅に低下している。

決 算	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
自主事業収入	8.4億円	7.0億円	8.1億円	8.6億円	7.6億円	7.5億円	10.5億円
交付金収入A	27.4億円	21.2億円	15.6億円	16.6億円	16.2億円	16.0億円	16.1億円
年間収入 B	35.8億円	28.2億円	23.7億円	25.2億円	23.8億円	23.5億円	26.6億円
交付金依存率A/B	76.64%	75.19%	65.97%	65.99%	68.15%	68.13%	60.44%

○決算ベースでは、交付金依存率が平成22年度までの75%を上回る水準から、平成23年度以降は常に65%～68%台まで低下し、平成27年度については60.44%となるなど、一定の体質改善が認められた。

○平成23年度、平成24年度は、「年間収入の3分の2を下回る状態」となったものの、平成25年度、平成26年度は自主事業収入が減少したことに伴い、交付金依存率が3分の2をわずかに上回る状態となった。
平成27年度については、平成26年度と同様に交付金用途の特化・重点化を図るとともに、自主事業の拡大に努力した結果、交付金依存率が3分の2を下回る状態となった。

○平成28年度においては、平成27年度に引き続き、介護人材確保のための諸事業を積極的に受託するとともに、事業内容の一層の効率化を図り、交付金依存体質の改善を継続していくこととしている。

《平成27年度の自主事業収入について》

平成26年度実績7.5億円 ➡ 平成27年度計画10.7億円 ➡ 平成27年度実績 10.5億円
(対前年度3.0億円 対計画▲0.2億円)

(主な要因)

① 介護人材確保のため都道府県・関係団体等が行う公募事業の積極的な受託

平成26年度実績 1.8億円→平成27年度計画 5.1億円→平成27年度実績 5.4億円
(対前年度3.6億円 対計画0.3億円)

(雇用管理改善事業等に係る受託)

- ・人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)に係る都道府県労働局からの受託 (平成27年度新規)

27' 計画 47支部 2.5億円 → 27' 実績 43支部 2.7億円

- ・「地域医療介護総合確保基金事業」等の地方公共団体からの受託

26' 実績 11支部 0.2億円 → 27' 計画 12支部 0.5億円→27' 実績 16支部 0.9億円

- － 平成27年度から地域医療介護総合確保基金事業に取り組むことにより、受託収入が増加した。

(能力開発事業に係る受託)

- ・都道府県・関係団体等からの人材養成研修の受託

26' 実績 70回 2,223人 1.2億円 → 27' 計画 51回 1,688人 1.6億円→27' 実績 69回 3,752人 1.4億円

- － 喀痰吸引等研修など一定のニーズがある訓練の受講者が増加した。

② 賛助会員加入促進

平成26年度実績 2,726口 0.48億円 → 平成27年度計画 2,775口 0.50億円
→ 平成27年度実績 2,739口 0.50億円(対前年度0.02億円 対計画0億円)

- － 事業所訪問等の際に、会員特典等のチラシ配布や機関誌を贈呈するなど勧誘に努め、加入口数は伸びている。

③ 地域ニーズを踏まえた資格取得や介護サービスの質の向上を目指した講習の実施
平成26年度実績2.3億円→平成27年度計画 2.3億円→平成27年度実績 2.2億円
(対前年度▲ 0.1億円 対計画▲0.1億円)

- ・在職者の技能向上のための講習(短期専門講習、ケアサポート講習)
26' 実績 722回 28,832人 1.1億円→27' 計画 369回 16,977人0.7億円→27' 実績 767回 29,398人 1.3億円
 - － ケア・サポート講習(事業所の個別ニーズに合わせてオーダーメイドで実施する出前講習)が回数・受講者数ともに増加した。
- ・喀痰吸引等関連研修
26' 実績 41回 441人 0.2億円→27' 計画 24回 578人 0.3億円→27' 実績 50回 575人 0.3億円
 - － 「喀痰吸引等関連研修」については、専門性が高く、高度な研修であるが、ニーズを踏まえた開設により、受講者数が大幅に増加した。
- ・障害者総合支援法関連等研修
26' 実績 81回 1,967人 0.3億円→27' 計画 76回1,969人 0.3億円→27' 実績 66回1,160人 0.2億円
 - － 障害者総合支援法関連研修については、同行援護のサービス提供者の資格要件の経過措置の延長(平成30年3月まで)に伴う受講控えなどにより受講者数が減少した。
- ・介護福祉士養成のための実務者研修・介護福祉士試験準備講習等
26' 実績 150回 3,654人 0.7億円→27' 計画 147回 4,443人 1.0億円→27' 実績 131回 3,373人 0.5億円
 - － 介護福祉士国家試験受験要件に実務者研修修了が必須要件となるのが平成28年度となったことなどから受講控えとなったと思われる。

④ 図書刊行

平成26年度実績1.6億円→平成27年度計画1.8億円→平成27年度実績1.3億円
(対前年度▲0.3億円 対計画▲0.5億円)

- － 雇用失業情勢の改善の影響により、介護職員初任者研修を受講する者が減少し、図書刊行の主要品目である介護職員初任者研修テキストの販売が減少した。

○ 平成28年度の自主事業の取組

《平成28年度の自主事業収入について》

平成27年度実績 10.5億円



平成28年度計画 11.5億円

① 介護人材確保のため都道府県・関係団体等が行う公募事業の積極的な受託

平成27年度実績 5.4億円



平成28年度計画 6.4億円

介護人材の育成・確保・定着を目的とした都道府県・労働局等が行う各種事業等に対して、地域における介護労働分野の中核機関として積極的に参画し、競争入札等を通じた受託に努める。
(雇用管理改善事業等に係る受託)

- ・人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)に係る都道府県労働局からの受託

平成27年度実績 43支部 2.7億円 → 平成28年度計画 45支部 3.2億円

- ・雇用管理改善事業等に係る都道府県等地方自治体からの「地域医療介護総合確保基金事業」の受託

平成27年度実績 16支部 0.9億円 → 平成28年度計画 13支部 0.9億円

(能力開発事業に係る受託)

- ・都道府県・関係団体等からの研修の受託

平成27年度実績 69回 3,752人 1.4億円 → 平成28年度計画 57回 2,341人 1.9億円

② 地域ニーズを踏まえた資格取得や介護サービスの質の向上を目指した講習の実施

平成27年度実績 2.2億円



平成28年度計画 2.2億円

資格取得支援や在職者の能力向上のための専門的講習等の実施に努める。

- ・介護福祉士養成のための実務者研修・介護福祉士試験準備講習等

平成27年度実績 131回 3,373人 0.5億円 → 平成28年度計画 125回 3,722人 0.8億円

- ・在職者の技能向上のための専門的講習(障害者総合支援法関連講習、喀痰吸引等研修等)

平成27年度実績 116回 1,735人 0.4億円 → 平成28年度計画 95回 2,246人 0.6億円

これからの介護労働安定センターの
役割について平成26年度以降に取り
組むこととされた事項の取組状況

「平成26年度以降に取り組むこと」への平成27年度の取組み

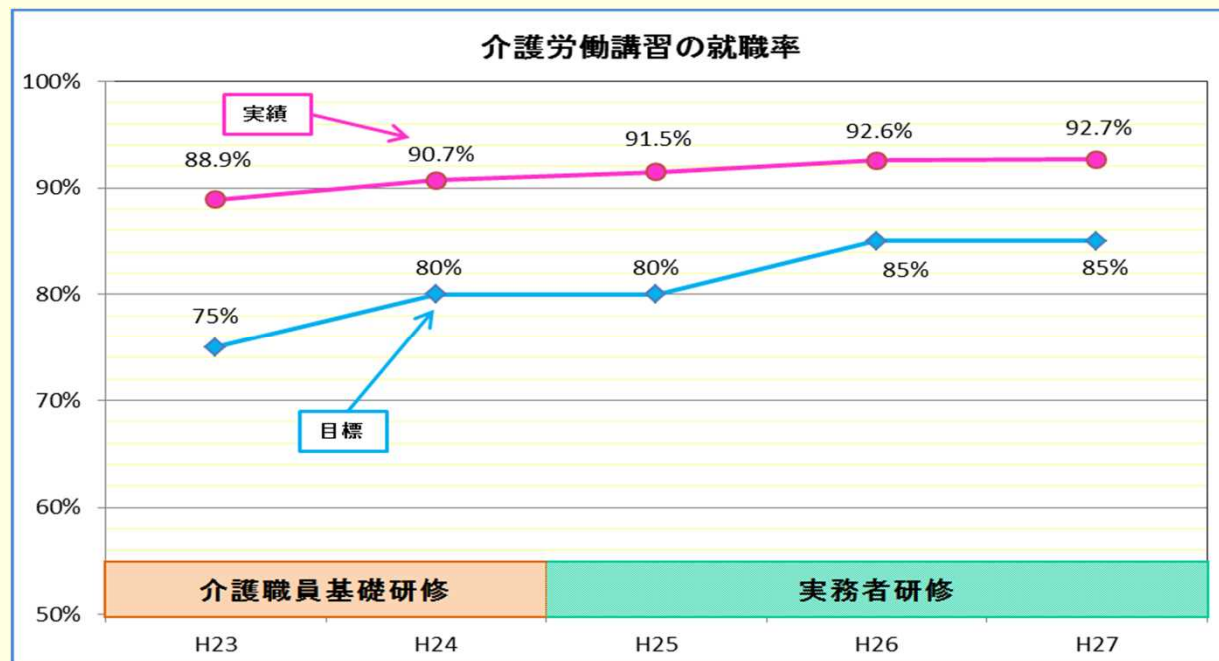
1 国の代替機能

○ 雇用管理相談の実施

- ・新たに、ハローワークの協力の下、離職率の高いと思われる事業所に対して個別計画を立てた雇用管理相談を実施。
 - ➡ 全支部において、求人募集が繰り返されるなど離職率の高い傾向にある小規模事業所や設置から年数が短い事業所等を中心に、個別に計画してハローワークと同行訪問するなど連携した相談援助を実施した。（平成27年度同行訪問：570件）
- また、雇用管理改善の好事例を広く普及・啓発するためのパンフレット等を作成し、雇用管理相談の際、活用した。

○ 介護労働講習の実施

- ・引き続き介護労働講習（実務者研修を含む）を実施するとともに民間教育訓練機関における開講状況の把握に努め、実施ノウハウを蓄積する。
 - ➡ 介護労働講習（実務者研修を含む）については、通信レポートの添削から就職支援までサポートを行うなど訓練内容の充実に努めた結果、受講後の就職率は92.7%に達するなどノウハウの蓄積を図っている。今後、蓄積したノウハウの普及・啓発の方法について検討していく。



介護労働講習



喀痰吸引



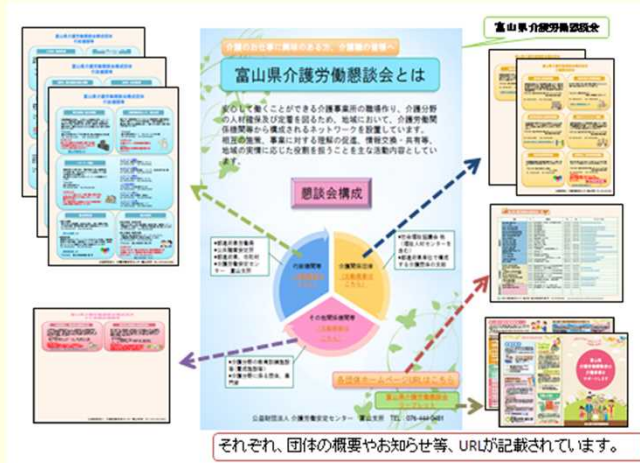
介護技術

「平成26年度以降に取り組むこと」への平成27年度の取組み

○ ワンストップ機能を持つ

- 既に介護労働懇談会（プラットフォーム）の参加団体の一部とはHPをリンクしているが、さらに、当該団体を含めた保有情報からワンストップにて提供可能なサービスについて検討を行い、本部・支部の体制の可能な範囲で実施。

- ▶ 平成27年度以降はさらに支部レベルでのリンクを進め、本部ホームページに都道府県毎の懇談会のサイトを作成して各支部の懇談会ページ（12支部で実施済み）を提供するなどワンストップ化を進めている。



2 専門性の向上

○ センターの事業相互の関係性を高める

- 新たな介護の人材育成として、雇用管理事業と能力開発事業のこれまで以上の連携を検討する。
- センターが行う各種事業（サービス）を関連させ、一元的に提供できるように検討する。
- 事業相互が関係性を持つ事業計画を策定する。
- ▶ 両事業の連携については、受講者のニーズに応じて、一つのセミナーにおいて雇用管理改善と人材育成の重要性について研修を行うなど、雇用管理・能力開発の区別なく対応している。

雇用管理改善・人材育成セミナー

日程 平成 27 年 6 月 24 日 (水) 13:00～16:30
(受付 12:40～)

場所 ボルファートとやま 4階 会議の間 富山県労働会館 8-1

内容 1. 雇用管理改善事業について
富山労働局 就業安全課 富田 誠 氏

2. 人材育成の重要性について
キャリアコンサルタント 山中 隆幸 氏

3. 人を育てるコミュニケーション
ホッとスペース中津代 日本介護福祉士会講師 佐々木 良 氏

申込 6月19日（金）までに、富山の申込みご記入の上、郵送またはFAXにてお申込みください。
富山県労働会館8-1に申込み用紙を提出してください。
定員までが1ヶ月前の申し込みとなります。

定員 10名

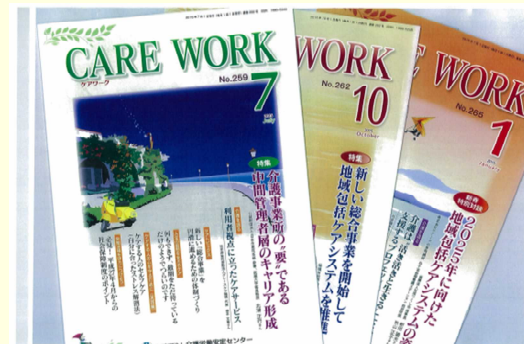
対象 事業主、雇用管理責任者、人事責任者、担当者等

お問い合わせ
【公財】介護労働安定センター富山支所
TEL: 079-444-9481 担当: 辻、吉原、山本

【主催】 富山労働局
【協賛】 介護労働安定センター 富山支所

○ 情報提供における専門性の向上

- 蓄積された相談援助事例、入手情報の分類・整理によりFAQの作成・配布を検討する。また、介護関連の新規情報も提供し、より効果的な相談援助を実施する。
- ▶ 雇用管理相談援助で蓄積した質問を整理し、雇用管理改善の「FAQ」を作成して本部ホームページに掲載しているほか、介護関連の新規情報として、地域包括ケアシステム、中間管理者層のキャリア形成などの情報を月刊誌「ケアワーク」において提供した。また、「自己チェックリスト」等の各種ツールを活用して効果的な相談援助を実施した。



3 地域における関係機関との連携

○以下の事項について、懇談会の主なテーマとする。

- ・人材確保のための介護労働のイメージアップ（啓蒙活動）
- ・自治体と地域の事業主団体とのパイプ役を担う体制の確保
- ▶介護労働のイメージアップのため、各種の取組み（イベント）を利用して介護分野の魅力や実態を説明している。（取組み事例：就職面接会、地域住民向け相談、事業所見学会等。）
- ・雇用管理改善に役立つ助成金の活用促進
- ▶事業主が活用できる助成金について紹介するほか、評価・処遇制度の整備に係る提案等を行った。
- ・人材発掘・定着・育成のための取組み（高校とのパイプ役、事業所見学会・インターンシップ等）
- ▶介護福祉士の養成施設において、中学生を対象とした体験学習やこれから進路選択を行う高校生を対象として施設見学会を実施した。
- ・ホームページを活用した介護事業所に向けたワンストップサービスの提供
- ▶上記1の平成27年度から懇談会サイトを作成したことに加え、懇談会参加団体の情報をまとめたリーフレットを作成した。

介護の日 特別企画 **無料**
体験型 助成金説明会
介護労働者の身体的負担軽減を！！

1部 活用できる助成金

●「職場定着支援助成金」
福祉機器の購入費用等が一部助成されます
※労働者派遣会社でも利用可能
※その他に「キャリアアップ助成金」「キャリア形成促進助成金」も紹介
講師 東京労働局 助成金事務センター

2部 ☆実際に体験しましょう！☆

●助成金の対象となる介護福祉機器

1. 移動・昇降用リフト	5. ストレッチャー
2. 自動車用車いすリフト	6. 自動昇降車いす
3. エアーマット	7. 車いす作業車
4. 特殊設備	

講師 伊藤 一夫 氏 PPT活用会社代表/理学療法士

H27 11/16 14:00～16:30

場 所 ムーブ町屋 3階ムーブホール 定員 50名
東京都荒川区荒川17-50-8 センターまちや 千代田線・京成線・有明線 町屋駅徒歩1分
FAXにてお申込みください（FAX：03-5901-3062）

氏名	フリガナ	セイ	メイ	ナ
所属	フリガナ	セイ	メイ	ナ
TEL・FAX	フリガナ	セイ	メイ	ナ
ご参加	フリガナ	セイ	メイ	ナ

※お申し込み・お問い合わせ先
公益財団法人介護労働安定センター東京支部
〒116-0002 東京都荒川区荒川17-50-8 センターまちや01
TEL 03-5901-3061 FAX 03-5901-3062

○平成25年度の開催結果を踏まえ各支部において2回以上開催する。

- ▶各支部において介護労働懇談会を年間累計で112回開催した。

介護労働懇談会



介護労働シンポジウムと共同開催（東京）

就職面接会



面接風景（岐阜）

地域住民向け相談



相談風景（埼玉）

「平成26年度以降に取り組むこと」への平成27年度取り組み

4 人材の発掘・定着

○ 高校とのパイプ役

- ・ハローワークと連携・協力の上、介護事業主による高校生に対する職業講話・事業所見学会を実施する。
- ・地域のニーズに応じ、年間を通じて支部の体制の可能な範囲で実施。

➡（上記3と同）

○ 事業所見学会・インターンシップ

- ・介護労働懇談会（プラットフォーム）において見学先事業所・インターンシップ先事業所の確保、実施に関する検討を行う。
- ・地域のニーズに応じて、年間を通じて支部の体制の可能な範囲で実施。
- ➡ ハローワークや介護施設等と連携の上、介護の日のイベント等として、就職面接会、養成施設の紹介、介護展示コーナー、介護体験コーナー、介護施設見学会などを実施した。

福祉の仕事に興味のある方、お気軽にご参加ください!!

福祉の職場 就職面接会

入場無料 事前申込不要

■日時 平成27年11月5日(木)
13:30~16:00(受付12:30~15:30)

■場所 鹿児島県サンロイヤルホテル
鹿児島市千代郡1丁目8-10
鹿児島市中央・文芸部から無料シャトルバスの運行があります。
(詳しくはサンロイヤルホテルのHPをご覧ください)

■対象者 福祉の職場への就職を希望する方、又は関心のある方
平成26年度介護福祉士等の卒業生(大学・短大・専門学校・専門学校)及び
3年以上の経歴を有する方

■持参いただく物 履歴書を希望される方は応募書(応募書)を面接館に持参ください。
ハローワークから「介護福祉士等就職希望者を希望する方」の募集に持参ください。

■参加企業 30社(予定)10月26日より鹿児島労働局のホームページに公開予定

■参加企業募集 参加企業募集 介護福祉士等就職希望者を希望する方

■参加企業 鹿児島公共職業安定所(ハローワークかこしま)、鹿児島労働局
鹿児島県社会福祉協議会鹿児島支部・福祉センター、(公)介護労働安定センター鹿児島支部
(公)鹿児島県シルバー人材センター鹿児島支部、(公)鹿児島県労働局

お問い合わせ先 鹿児島公共職業安定所(ハローワーク鹿児島)
鹿児島県下田町1-5-5
TEL 099-220-4065 FAX 099-286-4110

就職面接会（鹿児島）



介護展示コーナー（新潟）



介護施設見学会（富山）

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書を受けた 指定法人制度の見直しについて

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成22年12月27日）（抄）

Ⅱ 公益法人

制度・慣行、契約などの問題に対し“横串”する形で、以下のように整理合理化を図る。

- ① 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全国的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

全国に1つの法人を指定して業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律における指定法人制度に関する論点(案)

1. 指定法人制度の在り方について

① 指定法人制度を廃止すべきか否か。

→ 国による直接実施は可能か。介護労働分野の特殊性、効率的・効果的な業務実施という観点からどう考えるか。

② プロポーザル方式についてどう考えるか。

→ 1年ごと、あるいは複数年ごとに「競争入札」することは妥当か。現行方式を維持することは適切か。プロポーザル方式とした場合、蓄積されたノウハウを活用する方策はあるのか。

2. 指定基準の在り方について

〔参考:介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(抄)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(抄)〕

① 現在の指定基準を見直す必要があるか。

→ 適正かつ確実に介護労働者の雇用管理改善業務等を継続的に実施することが可能か。

② 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方についてどう考えるか。

→ 時代や状況の変化に応じて的確に対応していくためにも、定期的な検証作業は必要ではないか。また、情報開示を進めていく観点から、指定理由については公開すべきではないか。

3. 指定法人としての介護労働安定センターについて

① 介護労働安定センターを指定法人とすることは妥当か。

→ 介護分野に関する専門的知識・経験を有しているか。介護労働者の雇用管理改善等に関する支援ノウハウを有しているか。これまでの取組において十分な成果をあげているか。他に適当な法人が考えられるか。

② 指定法人として全国で適切な業務運営がなされているか。

→ 全国どこの各支部(所)でも指定法人としてふさわしい水準の業務運営がなされているか。また、必要な人員体制は確保されているか。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第 63 号)(抄)

(指定等)

第 15 条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第 17 条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ确实に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「介護労働安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第 16 条 前条第1項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の确实な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第 17 条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者そ

の他の関係者に対して提供すること。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

三 次条第1項に規定する業務を行うこと。

四 前3号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第 18 条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第 62 条の雇用安定事業又は同法第 63 条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 認定事業主に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成4年労働省令第18号)(抄)

(指定の申請)

第2条 法第15条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第17条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算
- 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定の基準)

第2条の2 法第15条第1項第1号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。
- 二 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。
- 三 法第17条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。
- 四 法第17条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同条に規定する業務が不公正になるおそれがないものであること。

経緯

- 厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会報告（平成22年12月）において、指定法人制度の在り方を全面的に見直すこととされた
- 労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で改めて検討することとされた（平成23年11月）

検討会中間報告（平成24年10月）

- これからのセンターの役割として「国の代替機能」「専門性の向上」「地域における関係機関との連携」「人材の発掘・定着」を強化
- 交付金依存体質改善に向け、交付金が年間収入の3分の2を下回るよう「自主事業の拡大」「交付金用途の特化・重点化」に取り組む

中間報告を受けた取組等

介護センターの事務・事業の見直し

- 【国の代替機能】
 - ・雇用管理相談援助の対象を離職率の高い傾向のある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所に重点化
 - ・実務者研修に再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習の実施 など
- 【専門性の向上】
 - ・能力開発セミナーに雇用管理改善の内容を加えるなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携の強化 など
- 【地域における関係機関との連携】
 - ・各地域における介護労働の現状と課題、展望等について、行政機関、民間団体と情報交換・議論を行う「介護労働懇談会」を主催
- 【人材の発掘・定着】
 - ・幅広いニーズに対応した研修の実施

交付金依存体質の改善

- 【自主事業の拡大】 「専門的かつ高度な研修の拡充」「都道府県等で行う事業の積極的な受託」「賛助会員加入促進」により自主事業を拡大
- 【交付金の用途の特化・重点化】 交付金の用途の特化や重点化、組織のスリム化・合理化により交付金の予算額は大きく削減
自主事業の拡大などの取組の成果により、平成27年度は、60.44%と3分の2を下回る結果となった。

指定法人制度について

- 【指定法人制度の在り方について】
- 【指定基準の在り方について】
- 【指定法人としての介護センターについて】

まとめ

本検討会報告を踏まえるとともに、ニーズの増大や変化を捉え、雇用管理改善及び能力開発業務に積極的に取り組んでいくべきである。

平成 28 年〇月〇日

介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会最終報告（素案）

本検討会は、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会（以下「基本問題部会」という。）報告（平成 23 年 10 月 25 日）を受けて設置され、財団法人介護労働安定センター（平成 25 年 4 月 1 日より公益財団法人介護労働安定センター。以下「介護センター」という。）の組織や運営の在り方について、平成 23 年 11 月 24 日から 8 回にわたり、議論を重ねてきたところであり、これまでの議論を踏まえ最終報告を取りまとめたので報告する。

【はじめに】

我が国では、急速な少子・高齢化の進展を背景として人口減少社会へ突入している一方で、介護サービスを必要とする方々の増加に伴い、介護労働力の需要が増大している。平成 12 年度の介護保険制度スタート時に約 55 万人であった介護労働者数も、平成 25 年度には約 171 万人と着実に増加しているところだが、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年度に最大で約 253 万人必要と見込まれる介護人材を確保するためには、これまで以上のペースで介護人材を増やす必要がある。

このような中で、介護人材を増やすためには、介護を担う労働者が安心して働ける魅力ある職場づくりが重要になってきている。

介護センターは、国の代替機関として、介護労働者の雇用管理改善、職業能力開発に資する事業を行っており、厚生労働省は、介護センターを通じて行う施策がより実効性のあるものとするため、不断の見直しを行っているところである。

I これまでの経緯

介護センターの事業は、雇用の安定、職業能力の開発に資することから、国より雇用保険二事業として交付金が支出されている。このため、平成 22 年度に雇用保険二事業を対象として行われた行政刷新会議事業仕分けや厚生労働省省内事業仕分けの対象となった。

さらに、平成 22 年 12 月に厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会において、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直すこととされ、指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定することとされた。

その検討は、関係する審議会等で行われることとされ、基本問題部会において検討が行われた結果、平成 23 年 10 月に「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成 25 年度を目途に交付金依存体質を改めることに向け、同センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである。」とされた。

この報告を受け、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」（以下「検討会」という。）で数次にわたり検討を行い、平成 24 年 10 月に「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめた。

Ⅱ 中間報告について（平成 24 年 10 月）

中間報告の取りまとめに当たり、検討会では、平成 25 年度を目途に交付金依存体質を改めることを中心に以下の 2 点について議論を行った。

1 これからの介護センターの役割

介護事業主が介護センターに期待すること（ヒアリング、アンケート調査結果）及び検討会の議論を踏まえ、介護センターの以下の事業等を強化すべき。

(1) 国の代替機能

雇用管理改善事業、能力開発事業、介護労働実態調査、ワンストップ機能

(2) 専門性の向上

介護センター事業相互の関係性の向上、情報提供における専門性の向上、専門的な研修の実施

(3) 地域における関係機関との連携

地域の関係機関を集めた、プラットフォームを都道府県ごとに設置

(4) 人材の発掘・定着

介護人材を発掘、育成するための幅広い研修の実施

2 交付金依存体質改善のための方策

交付金依存体質とは、「国から交付された補助金等が年間収入の 3 分の 2 以上を占める公益法人（公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施

計画（平成 14 年 3 月 29 日）と理解し、介護センターの予算に占める交付金の割合が高い状態（交付金依存体質）を改めるために、以下の方向性から取り組む必要がある。

(1) 自主事業の拡大

都道府県で行う能力開発事業の積極的受託、賛助会員加入の促進、介護事業主のニーズに応じた高度な内容の研修・セミナーの実施等

(2) 交付金の用途の特化・重点化

雇用管理相談援助の特化・重点化、能力開発事業の重点化等

Ⅲ 介護センターの事務・事業の見直し

介護センターでは、上記中間報告を踏まえ、事業の見直しを図ってきたところであるが、中間報告後の主な取組状況については以下のとおりである。

1 国の代替機能

(1) 雇用管理改善事業

雇用管理相談援助の対象を離職率の高い傾向がある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所を中心に設定し、課題解決に取り組んでいる。

なお、雇用管理相談援助を受けた事業所の離職率は、全産業と比較しても低くなっている（平成 26 年全産業平均 15.5%、平成 27 年度に相談援助を受けた事業所の離職率 12.6%）。

(2) 能力開発事業

実務経験をもって介護福祉士試験を受験する者に平成 28 年度から義務づけられる実務者研修に、再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習を平成 25 年度から実施している（平成 27 年度における介護労働講習修了者の講習終了後 3 か月時点の就職率は 92.7%）。

また、介護福祉士等の専門資格を有する職員（介護能力開発アドバイザー）等を配し、能力開発に関する相談援助業務を行っている（平成 27 年度は全国で 2,226 件実施）。

(3) 介護労働実態調査

調査結果の経年比較を行うとともに、新しい質問項目を盛り込むなど、介護事業主、介護労働者、介護事業関係者のニーズの実態を把握し、政策に反映できるように取り組んでいる。

(4) ワンストップ機能

地域の介護関係の行政機関、民間団体が参集し、介護労働の現状と課題、展望等についての情報交換・共有等を行う介護労働懇談会を実施している（平成 27 年度は全国で 112 回実施）。

2 専門性の向上

(1) 介護センターの事業相互の関係性の向上

能力開発セミナーのカリキュラムに、能力開発の重要性・具体的手法等のみでなく、雇用管理改善の内容を加えて研修を行うなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携を強化している。

(2) 情報提供における専門性の向上

雇用管理相談援助で蓄積した質問を整理し、雇用管理改善の「FAQ」を作成して本部ホームページに掲載している。

(3) 専門的な研修の実施

事業所ニーズを踏まえたオーダーメイド型研修、喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修、認知症介護実践研修など、他の機関では実施が困難かつ専門的で多様な研修を実施している。

3 地域における関係機関との連携

介護労働懇談会を、平成 25 年度より各支部（所）で年間 2 回以上開催しており、各地域における介護労働の現状と課題、展望等について情報交換・議論を行っている。

また、合同就職面接会や「介護の日」（11 月 11 日）などに実施される介護の魅力発信のための各種の取組（イベント）では、介護事業者・介護労働者の相談窓口を開設するなどハローワーク等と連携を図っている。

4 人材の発掘・定着

交付金事業である介護労働講習に加え、自主事業として、介護職員初任者研修等の基礎的な研修から、実務者研修等の専門的な研修まで幅広いニーズに対応して実施している。

IV 交付金依存体質の改善

交付金依存率については、各年度決算ベースで、平成 22 年度までは 75%を上回っていたが、大幅に改善が進み、平成 24 年度は 65.99%と 3 分の 2 を下回ることとなった。

しかしながら、平成 24、25 年度に介護人材の養成体系が見直され、介護福祉士資格の取得方法が変わったこと等により、介護センターの自主事業の取組にも影響が生じ、交付金依存率は、平成 25 年度は 68.15%、平成 26 年度は 68.13%と再び 3 分の 2 を上回ることとなった。

その後、改善に向けた取組の成果により、平成 27 年度においては、60.44%

と3分の2を下回る結果となった。

以下については、交付金依存体質の改善に向けた主な取組である。

1 自主事業の拡大

(1) 専門的かつ高度な研修の拡充

事業所の要望に応じたオーダーメイド型講習、介護福祉士等資格取得を支援する講習、他の機関では提供が難しい喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修など、専門的かつ高度な研修を拡充して取り組んでいる。

(2) 都道府県等で行う事業の積極的な受託

都道府県等で行う雇用管理改善事業及び能力開発事業については、公募情報を入手し、積極的に競争入札に参加している。

(3) 賛助会員加入促進

介護センターが指定する講習の割引制度を会員特典として新たに設け、リーフレット等で周知を図ったほか、事業所訪問した際、機関誌を配付し、加入促進を図っている。

2 交付金の用途の特化・重点化、組織のスリム化・合理化

前述「Ⅲ－1 国の代替機能」のとおり、交付金の用途の特化や重点化に取り組むとともに、組織のスリム化・合理化に取り組んでおり、交付金の予算額は、平成21年度以降大きく削減されている（平成21年度予算額30.5億円、平成27年度予算額16.9億円）。

V 指定法人制度について（P）

検討会において、介護センターに関する指定法人制度の在り方、介護センターを指定法人とする妥当性等について検討した結果は、以下のとおりである。

1 指定法人制度の在り方について

(1) 指定法人制度の存廃について

(2) プロポーザル方式について

2 指定基準の在り方について

(1) 現在の指定基準を見直す必要性について

(2) 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方について

3 指定法人としての介護センターについて

(1) 介護センターを指定法人とすることの妥当性について

(2) 指定法人としての介護センターの業務運営について

【おわりに】

介護分野の労働力の需要は増大が見込まれる中であって、介護センターは、本検討会の報告を踏まえるとともに、ニーズの増大や変化を的確に捉え、介護労働者の福祉の増進を図るため、雇用管理改善及び能力開発に係る業務について、積極的に取り組んでいくべきである。